

## 健全化法に係る損失補償債務等評価基準検討WT(第1回)議事概要

### 【開催日時等】

- 開催日時:平成19年11月14日(水)12:30~14:00
- 場所 :総務省601会議室
- 出席者 :鈴木座長、菱田座長代理、泉澤委員、大石委員、大信田委員  
大西委員、三富委員、御園大臣官房審議官、平嶋公営企業課長  
井上公営企業経営企画室長、瀧田地域企業経営企画室長他

### 【議題】

- (1) 資料説明
- (2) 意見交換

### 【配布資料】

- 「健全化法に係る損失補償債務等評価基準検討WT」開催要綱(案)・・・資料1
- 健全化法と将来負担額について・・・資料2
- 第三セクターと損失補償の現況・・・資料3
- 損失補償額の評価基準の考え方について・・・資料4

### 【概要】

- (1) 事務局より資料1~4の説明
- (2) 出席者からの主な意見
  - 資料4、法人の債務の評価の2種類の算定方法について、(1)は簡易な方法、(2)は精緻な方法だが、(1)による算定方法は(2)の算定方法よりもどちらかというとしビアな基準にすべきなのではないか。
  - 算定方法(2)は、損失補償がかかっている債務の担保の状態や、損失補償がかかっていない他の債務がフル担保の場合等について、どこまで実態に即した基準を想定するかという問題があるのではないか。
  - 算定方法(1)についても、簡易な基準とするか、担保の有無や他の債権者の担保の有無を考慮したものにするかについて議論するか否かの問題があるのではないか。その場合、算定方法(2)においては考慮するが、(1)においては簡易な方法なので、むしろ省略するという考え方もあり得る。
  - 算定方法(2)はB/Sをもとに算定しているが、プロジェクトが終わって終息していく法人と事業継続を前提として今後も投資意欲のある法人とでは、将来負担額は、それぞれ違ってくるのではないか。B/Sだけでなくキャッシュフローに基づく企業価値も見る考え方も、もしかしたらあるのではないか。

- 算定方法(2)は、最大の株主である地方自治体が、「ここは危ない」と言ってしまふことになりはしないかと危惧するが、逆に、「本当は大丈夫だ」ということを言えるような方法を加味することも必要なのではないか。
- 制度融資のように、政策を遂行すればするほどイエローカードに近づいてしまうものもあるため、損失補償の類型に応じた形で配慮すべきではないか。
- 損失補償の金額や履行可能性についての議論はある程度抽象的にでもできると思うが、類型ごとの法的効力が議論になるとすれば、実態についてのきめ細かい情報収集が必要になってくるのではないか。